

記載例【第20号様式】

本店の所在地を記載します。なお、本店が浅口市外に所在する場合は、浅口市内の主たる支店等の所在地も併記します。また、問合せ先の電話番号も記載します。

【法人番号】平成28年1月1日以後に開始する事業年度分に係る申告をする場合には、マイナンバーの法人番号(13桁)を記載します。

「浅口市」 ※代表者印の押印をお願いします。

平成 29 年 2 月 28 日 (宛先) 浅口市長 殿		法人番号 1234508912456	申告年月日 平成 28 年 12 月 31 日
所在地 岡山市北区内山下4-6-2 浅口市鴨方町六条院中3050 (電話 086-224-2111)	この申告の基礎 1. 法人税の平成 28 年 12 月 31 日 の修正申告の提出による 2. 法人税の平成 28 年 12 月 31 日 の更正、決定、再更正による		
(ふりがな) かぶしがいしゃ あさくち 法人名 株式会社 浅口	事業種目 建設業		
(ふりがな) あさくち たろう 代表者氏名印 浅口 太郎	(ふりがな) あさくち はなこ 経理責任者氏名 浅口 花子	期末現在の資本金の額又は出資金の額 1000000 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 1000000 期末現在の資本金等の額 1000000	
平成 28 年 01 月 01 日から平成 28 年 12 月 31 日までの事業年度又は市の市町村民税の確定申告書 ※			
摘要 (使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の控除額 還付法人税額等の控除額 退職年金等積立金に係る法人税額 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②+③-④+⑤ 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥×⑦) 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨ 又は ⑦-⑧-⑨ 既に納付の確定した当期分の法人税割額 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫ 均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 12 月 50,000 円×⑭ 既に納付の確定した当期分の均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯ この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰ ⑱のうち見込納付額 差引 ⑱-⑲		課税標準 税率(100%) 税額	
分割基準 当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名 称 事務所、事業所又は寮等の所在地 鴨方営業所 浅口市鴨方町六条院中3050 金光営業所 浅口市金光町占見新田2300 合計 50人 8		当該市町村民税の均等割の税率適用区分に用いる 5 5 3 3 8 8	
指定都市に申告する場合の⑳の計算 区 名 月数 従業者数 均等割額 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0		決算確定の日 平成 28 年 12 月 31 日 解散の日 平成 年 月 日 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 平成 年 月 日 この申告が中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 中国 銀行 鴨方 支店 口座番号(普通) 1234567 還付請求税額 5000 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	
関与税理士 署名押印 寄島 三郎 (電話 0865-54-9000)		青色・その他 要 否 有 無	

【この申告の基礎】国税の法人税を基礎に修正申告をする場合に記載します。この修正申告の基礎となった国税の法人税の修正申告または更正の請求等の別とその日付を記載します。

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」: 法人税明細書別表5(1)の32④の欄の金額

「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」: 法人税明細書別表5(1)の32④の欄の金額+同33④の欄の金額

「期末現在の資本金等の額」:  
 ・連結申告法人以外の法人(地方税法第292条第1項第4号の5イに定める金額)

・連結申告法人(地方税法第292条第1項第4号の5ニに定める金額)

・保険業法い規定する相互会社(地方税法施行令第45条の5において準用する地方税法施行令第6条の25第1号に定める金額)

被合併法人に係る申告の場合は、合併法人名と被合併法人名を併記します。

分割法人(2以上の市町村に事業所等を有する法人等)が記載します。  
 ①欄には分割基準となる全従業者数を、  
 ②欄には浅口市分の従業者数を記載します。

※主たる事務所等所在地が浅口市内の場合には記載する必要はありません。

均等割の税率適用区分に用いる従業者数を記載します。(この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。)

法人税額(法人税申告書別表1(1)について、「13の欄の金額-10の外書と5と7の各欄の合計額」の額)×6÷当該事業年度の月数(100円未満切捨て)(月数は端数日数切上げ)の額が10万円超の普通法人は「要」、それ以外は「否」に○印をつけます。

連結法人の場合は、「法人税額」は「法人税個別帰属支払額」(各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書-連結親法人が普通法人の分について、「12の欄の額」-10の外書と5と7の各欄の合計額)の額)を用います。

浅口市内に所在する事務所等の名称・所在地を記載します。

中間納付や見込納付額の還付がある場合に記載します。(修正申告の減額は更正の請求で申請します。)

第二十号様式(提出用)

※従業者数を必ず記入してください。

(各欄の記載のしかた)

欄	記載のしかた
①欄上段 使途秘匿金税額等	法人税申告書別表1(1)の「10の外書と5と7」、同別表1(2)の「8の外書と5と7」、又は同別表1(3)の「8の外書と5と7」の各欄の金額の合計額を記載します。
①欄下段 法人税法の規定によって計算した法人税額  ※連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。	法人税申告書別表1(1)の10、同別表1(2)の8又は同別表1(3)の8の各欄の金額を記載します。ただし、これらの欄の上段に記載された金額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)がある場合には、当該金額を加算した合計金額を記載します。
②欄 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額  ※連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。	次の法人税明細書別表の該当欄の金額を記載します。(中小企業者等の場合は記載不要です。) ○租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る税額控除)の規定に係る金額 ・・・法人税明細書別表6(6)の27の欄の金額  ○租税特別措置法第42条の4第3項(特別試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額 ・・・法人税明細書別表6(8)の10の欄の金額  ○租税特別措置法第42条の4第4項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 ・・・法人税明細書別表6(9)の22の欄の金額
③欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の控除額  ※連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。	次の法人税明細書別表の該当欄の金額を記載します。 ○租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)及び第3項(繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 ・・・法人税明細書別表6(15)の25の欄の金額  ○租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)及び第3項(繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 ・・・法人税明細書別表6(16)の25の欄の金額  ○租税特別措置法第42条の12第2項(地方活力向上地域において特定建築物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除く) ・・・法人税明細書別表6(17)の24の欄の金額  ○租税特別措置法第42条の12の2第1項、第2項及び第3項(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除く) ・・・法人税明細書別表6(18)の36の欄の金額  ○租税特別措置法第42条の12の4第1項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除く) ・・・法人税明細書別表6(21)の13の欄の金額  ○租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除く) ・・・法人税明細書別表6(22)の21の欄の金額
④欄 還付法人税額等の控除額  ※連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。	法人税で欠損金の繰戻還付を受けた場合に、第20号様式別表2の3の④の金額を記載します。
⑤欄 退職年金等積立金に係る法人税額  ※連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。	法人税申告書別表19の11の欄の金額を記載します。
⑥欄 課税標準となる法人税額又は個人帰属法人税額及びその法人税割額  ※「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 ○連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、浅口市内にのみ事業所等を有する法人 ①+②+③-④+⑤  ○連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑥の欄の金額  ○連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑧の欄の金額
⑦欄 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額  ※浅口市内にのみ事業所等を有する法人は記載する必要はありません。  ※「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	⑥の金額を②の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に②の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、浅口市内に主たる事業所等を有する法人は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の浅口市分の金額を記載します。
⑧欄 外国の法人税等の額の控除額	第20号の4様式の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑱の欄の浅口市分の金額)を記載します。
⑨欄 仮装経理に基づく法人税割額の控除額	法人税法81条の16に規定する「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正」が行われ、仮装経理に関する減額更正を浅口市が行った場合に、「(⑥又は⑦)-⑧の金額」と「当該更正に伴う法人税割額」のいずれか少ない金額を記載します。
⑩欄 差引法人税割額	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑪欄 既に納付の確定した当期分の法人税割額	予定申告等で既に納付済の金額を記載します。
⑫欄 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	租税条約の実施に係る法人税の更正に基づいて、租税条約の実施に係る減額更正を浅口市が行った場合に、「⑩-⑪の金額」と「当該更正に伴う法人税割額」のいずれか少ない金額を記載します。  ※その金額がマイナスとなる場合は記載しないでください。
⑬欄 この申告により納付すべき法人税割額	記載すべき金額がマイナスとなる場合は、その金額の直前の単位(けた)に△を記載します。

欄	記載のしかた
⑭欄 算定期間中において事務所等を有していた月数	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。
⑮欄 均等割額×⑭÷12	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。 ※均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の金額を用います。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の金額を用います。
⑯欄 既に納付の確定した当期分の均等割額	予定申告等で既に納付済の金額を記載します。
⑰欄 この申告により納付すべき均等割額	記載すべき金額がマイナスとなる場合は、その金額の直前の単位(けた)に△を記載してください。
⑱欄 この申告により納付すべき市町村民税額	⑬又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑬又は⑰の欄を零として計算します。
⑲欄 ⑱のうち見込納付額	法人税法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定より連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。)を含みます。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。